

平成25年10月15日

東京海上日動火災保険株式会社と提携し

「個人型401k」取引を強化！！

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成14年より、確定拠出年金（401k）運営管理業務を行っております。

今般、「個人型401k」（※）に係る取引を一層強化するため、新たに提携先を追加し、東京海上日動火災保険株式会社（取締役社長 永野 毅）との提携を開始いたしますのでお知らせいたします。

※「個人型401k（個人型確定拠出年金）」とは、自営業者の方や企業年金のない企業にお勤めの方などを対象に、追加的に掛金を負担することで、公的年金の受給額を上積みできるほか、一定額まで掛金が所得控除になる等大きな税制メリットがある制度です。

記

- 追加提携先 東京海上日動火災保険株式会社
(住所:〒100-8050 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号)
- 受付開始日 平成25年10月15日(火)
- 業務内容 「個人型401k」加入申出の受付
- 取扱店 全店

<ご参考>

- 個人型401k（個人型確定拠出年金）制度概要

1. 加入対象者と拠出限度額

加入対象者	拠出限度額
国民年金の第1号被保険者	月額5,000円以上68,000円以内 (国民年金基金の掛金と合算)
国民年金の第2号被保険者 (企業年金、確定拠出年金企業型等に参加していない方)	月額5,000円以上23,000円以内

※公務員、企業年金等に参加している第2号被保険者の方や、第3号被保険者（専業主婦等）の方はご加入いただけません。

2. 税制上の優遇

- 掛金は一定額まで「所得控除」、運用益は「非課税」
- 給付金を年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」を適用

以上